

# 会 議 録

名 称	平成 28 年度 第 1 回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会		
日 時	平成 28 年 7 月 29 日(金) 午前 10 時 30 分～午後 0 時 15 分	会 場	市役所 本庁 3 階 合同委員会室
出席者 (欠席者)	<p>【策定・評価委員】※敬称略          [出席委員(17名)]          池永 輝之、山田 武司、五十嵐 和夫、村田 務、川本 秋美、岡本 敏美、酒井 保吉(名和委員代理)、中山 惠二、山田 明子、早野 正雄、高橋 和子、山下 洋平、安田 典子、西松 浩、成瀬 重雄、平田 利男、川瀬 信子</p> <p>[欠席委員(5名)]          脇淵 竜舟、吉田麗己、白井 貴大、赤尾 春江、西田 松代</p> <p>【事務局】          (福祉部) 澤部長、(社会福祉課) 三浦課長、兒玉主幹、高野主事、(障がい福祉課) 河合課長、(高齢介護課) 高嶋主幹、(子育て支援部) 守屋部長、(子育て支援課) 川合課長、(子育て総合支援センター) 宇野所長、(大垣市社会福祉協議会) 早崎事務局長、三輪課長</p>		
傍聴者数	1 名	記録方式	要約
<p>&lt;社会福祉課長&gt;</p> <p>みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 1 回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大垣市社会福祉課長の三浦でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに、大垣市福祉部長の澤がご挨拶を申し上げます。</p> <p>&lt;福祉部長&gt;</p> <p>みなさん、改めましてこんにちは。本日は、梅雨明けで暑さも本番になる中、ご多用のところ、地域福祉計画策定・評価委員会にご出席賜り、誠にありがとうございます。本日は委員の皆様、平成 26 年度から 30 年度までを計画期間とする第三次地域福祉計画の 3 年目の計画につきまして、昨年度取り組んだ事業実績と今年度予定している事業計画を事務局より説明いたしまして、ご審議を賜るものでございます。</p> <p>さて、7 月 26 日未明に発生いたしました神奈川県相模原市の障害者施設における殺傷事件はわれわれ福祉関係者の間に大きなショックを与えたのみならず、国民全般にかけても障がいのある方と障がいのない方がともに暮らす社会の実現に向けて関心を喚起せざるを得ないもの</p>			

でございました。

委員の皆様におかれましては、地域福祉全般にわたり忌憚のないご意見を頂戴いただきますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

#### <社会福祉課長>

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。委員定数 22 人中、本日の出席委員は 17 人でございます。

委員会設置要綱第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、出席委員が過半数を満たしておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告させていただきます。次に、代表者の変更により、今回から新たに 4 名の方に委員として委嘱させていただいておりますので、ご紹介させていただきます。お時間の都合上、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、大垣市医師会副会長の吉田麗己様でございます。なお、吉田委員は、ご都合により本日ご欠席でございます。次に、大垣市 P T A 連合会代表の川本秋美様でございます。次に、大垣市社会福祉協議会常務理事の中山恵二様でございます。次に、大垣市青年のつどい協議会会長の山下洋平様でございます。新しく委員をお願いした方は、以上でございます。

そのほか、本日は、大垣市連合自治会連絡協議会の名和委員に代わりまして、三城連合自治会長の酒井保吉様にご出席いただいております。

なお、その他の委員の皆様につきましては、お手元に配布してございます委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきますので、ご了承のほど宜しくお願いします。

それでは、委員会設置要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、議長は委員長をもって充てることとなっておりますので、池永委員長様に、ごあいさつのあと、議事進行をお願いしたいと存じます。池永委員長様、よろしくお願い申し上げます。

#### <委員長>

あらためまして皆さんおはようございます。本日の委員会では、27 年度の事業実績及び 28 年度の事業計画の審議を行い、これからの成果と課題を明らかにし、引き続いてそれを次年度に繋げていく内容をもった委員会でございます。委員の皆さまには忌憚のないご意見を賜りな

がら、地域福祉計画が実りのある、内容豊かなものに作り上げていきたいと存じます。どうぞ宜しくお願い致します。

議事に入らせていただきます前に、本日の会議では、●●●●●●●●●●の●●●●●さんが傍聴を希望されておりますところ、これを許可いたしましたので入室いただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。第1号議案「大垣市第三次地域福祉計画の事業実績及び事業計画について」のご審議をお願いいたします。本議案について、事務局からご説明をお願いいたします。

<事務局（兒玉主幹）>

※資料に基づき説明

<委員長>

ありがとうございました。ただいま御説明いただきました、第1号議案について御意見、御質問等がございましたら、承りたいと思います。どうぞ、御発言をお願いいたします。

<早野委員>

27年度から新地域支援事業がスタートしたと聞いておりますが、今回の地域福祉計画の中で新しく記述されたところがあるのか、それとも計画とは別に実施されていくものなのかについてお尋ねしたい。

<社会福祉協議会 事務局長>

それでは、社会福祉協議会からご説明をさせていただきます。24ページの最後になりますが直接的にはこの計画に掲載されていない面もございますが、28年度に20地区すべての地区社協で活動計画が終了いたします。介護保険改正に伴う地域支援事業の準備段階としまして、地域住民による生活支援サービスをどうやって取り組むのかということで、今年度は5つの地区社協で生活支援養成講座というものを開講する準備に入っております。その中の一つである南地区では既に開催が始まっております。これは市民の皆様方に対して、ちょっとした困りごとについて地域で支援を行うものでございます。対象者は、ひとり暮らしや高齢者夫婦、障がいをお持ちの方などであり、訪問の上で様々な状況の方の個別のニーズを汲み取り、そのニーズ

に沿って、近所の方々による買い物、ごみ出し等の支援を行っております。専門家の方に講師になっていただいて、1日2時間程度ではありますが、具体的に支援をするための手法等の講座を4回開催いたします。参加された方がグループごとに、ニーズに合わせたどのような支援が出来るかを協議させていただきます。

27年度は県の指定を受け、墨俣地区で事業を実施いたしました。既に“すのまた支え愛の会”が地区社協の中でできまして、9月に向けて組織的な活動を開始する準備に入っております。市の高齢介護課と社愛福祉協議会と連携を図りながら、災害時要援護者の台帳登録をされている方にも調査に入らせていただいて、困りごと等のニーズ把握について自治会長、民生委員、福祉推進委員さんをお願いするという形で、5地区が研修に入ったところでございます。

#### <早野委員>

ありがとうございました。市社会福祉協議会の事務局長さんに丁重にご回答いただきましておおよそ了解をいたしました。

それから1ページの個別事業No.2の「関係団体への支援」ですが、老人クラブの方も大変お世話になっております。27年度の進捗状況は、“充実”となっており、大変有難く思っておりますが、補助金をいただいております関係で各単位クラブからは実績報告等の書類が必要になってまいります。補助対象になる経費にあたるか否か、あるいは勘定科目の考え方について、ご指導の内容は全くその通りかと存じますが、会計事務のなり手が少なくなっていることでもありますので、もう少し柔軟な運用をしていただければ大変嬉しく思います。お礼を申し上げるのが主でございますが、併せてご指導もお願いします。

#### <酒井様（名和委員代理）>

自治会長として3点ございます。

早野委員がおっしゃたことは、自治会でも会計を誰もやりたがらないから、ある程度年数が経てば解散に近いことになろうかと思えます。

次に、要援護者の範囲ですが、社会福祉課に去年も聞いたけれども、例えば、要援護者の世帯に元気な方が4人も5人もいるような場合でも対象になるのか。

次に、個別事業No.35の「福祉施設等の助成金」ですが、いまわれわれ自治会長が一番困っているのが、神社地上の公民館について一切市は補助できないということである。では、どうい

う方法があるのかを聞いてみたら、その土地を買えとか言われるのだけれども、建てる時は補助があって建てたら一切補助がないというのでは、各自治会が非常に困っている。何か良い対策はないかお尋ねしたい。

<社会福祉課長>

災害時の要援護者台帳は、災害時に自力で避難することが困難な方について、本人の同意に基づいて自治会、民生委員、社協、警察、消防に提供し、避難誘導等に役立てるものでございます。対象としておりますのは、65歳以上のひとり暮らしの方、要介護1以上の認定のある方、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、その他地域の援護が必要な方を対象としております。現在約4,100の方が対象となっておりますが、自治会にお願いしているものでございますが、ご家庭にご家族がいらっしゃる場合にどこまでやればいいのかということですが、家族の方がいらっしゃれば家族の方のご支援でというのが当然だと思いますが、日中は会社に行ってみえたりしてご不在のときもございますので、援護が必要な方につきましてはできれば決め細やかな対応を宜しくお願い致します。

神社地上の公民館については、従前は神社地上ではあっても助成させていただいておりましたが、26年度の秋に神社地上の集会所を修繕したいというお話がありまして、神社地について公金を支出して助成することが政教分離の関係で問題ではないかという議論が市においてございました。そのなかで弁護士さんにもお尋ねしてみたところ、やはり違法性が極めて高いと解されるということであり、神社地上の建物については助成が難しいというご説明を自治会の皆様にいたしている次第であります。このような関係もありまして、27年度は予算がございまして執行額が小さくなっておるわけでありまして、神社地上の助成に係る現在の見解といたしましては、神社の社務所として管理をお願いしたいというのが市の判断でございまして、分筆等により土地の名義変更ができれば助成もなしうと考えてはおりますが、別途空き家等を新規に取得していただいた場合は助成が可能でございまして、そういった手段も活用、検討していただきますようお願い致します。

<酒井様（名和委員代理）>

それは、神社庁に対してある程度話はしてもらっているのですか。市だけで主張されていることなのか、神社庁に対して掛け合った上でのものなのか。分筆するにしても神社庁の了解が

必要であるし、賃貸借その他で何か方法はないかを考えてくださるよう宜しくお願いしたい。

<社会福祉課長>

土地の所有者である神社庁と自治会とで協議をしていただきますようお願い申し上げます。

<酒井様（名和委員代理）>

一自治会から言うのと市から言うのとでは、重みが違う。実際に現地で公民館の管理その他一切を行っている立場からすると大変なことである。おっしゃることはよく分かるが、各町内とも困っているのでは何かお願いしたい。

<福祉部長>

いま社会福祉課長がご説明申し上げましたように、憲法 89 条前段等の政教分離との関係で公金を宗教上の組織や団体に交付できないということで、神社境内地に建っております自治会集会所も、利用形態の有無に関わらず、外形的に社務所として捉えられることから、厳しいことを申し上げるようですが 26 年度より自治会の皆様にはご迷惑をおかけしております。連合自治会様とは改めて協議をさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

<岡本委員>

3 点ほどお尋ねしたいのですが、その前に、先ほど事務局から説明を受けたのですが、これは事前に各委員に資料が配布されておりますから、もう少し意見交換の時間を取っていただくのがよいかと思えます。

さて、19 ページの成年後見制度の利用支援ということで、27 年度の実績が 3 名で 28 年度の計画も 3 名ということですが、社会がこれだけ複雑になってきて今後より一層後見が求められるところ、研修はやっているがいざその制度を利用する人というのはなかなか居ないという風に聞いているので、その辺りをどのようにお考えになっているのか。

20 ページの防災士の養成のところですが、防災士というのは組織が 2 つあり、一本化されていないというのを聞いた。講座を受けた場所によって組織が分けられるのであれば、少し心配なので教えて欲しい。

それと 21 ページの交通のバリアフリー化の推進のところですけども、27 年度実績が 0 台

で計画どおりとの進捗状況というのはいかなるものかと思えます。予定通りにいかなかったというのは分かりますが、もう少しきちんと働きかけていくといったこともしていただきたい。いま名阪近鉄バスさんが路線バスをやっていただいておりますが、ステップバスの比率が分かれば教えて欲しい。

#### <障がい福祉課長>

障がい福祉課の河合と申します。ご質問ありがとうございます。

まず1点目の成年後見制度の利用支援のご質問でございますが、障がいのある方でこの制度を利用された方が3名となっております、19ページの個別事業No.125に掲載のとおりとなっております。成年後見制度の申立てが出来るのはご家族や親族の方でございますが、申立てが出来る方につきましてはその方が申立てていただきますので、市の支援制度を利用するしての申立てにはなりません。したがって、ご自分で申し立てる資力がなく、かつ、ご親族の方もおいでにならない場合に市の支援制度をご利用していただくこととなります。このようなこともありまして利用者が3名ということになっております。

また、成年後見制度の啓発のご質問につきましては、暮らしを支える協議会において様々な事業を実施しているところでございます。相談支援事業所や障がい者の方が利用される事業所等の方々をお呼びして研修会を実施することによりご理解を進めて参りますので、ご理解賜りますようお願い致します。

#### <社会福祉協議会 事務局長>

防災士の関係については、20ページ個別事業No.136, 138に掲載されております。No.136は市の生活安全課が実施しておる防災講座の受講者数でございますが、修了生を対象に防災リーダースキルアップ研修を4日間開催して計56名が受講されました。市が防災士の養成講座を開催しなくなったため、社会福祉協議会では地区社協が連合自治会と協力関係を持たせていただいて、各地区から4名ずつご推薦いただき今年度は20地区で74名の方が受講されております。20地区の地区社協に終了されて方を中心として防災士会という組織化をいたしてありまして、現在、地区社協傘下に20の防災士会が組織化されております。この方々を中心として昨年度と今年度におきまして、災害時要援護者の一時避難所への訓練が実施されております。組織ではないのですが、3年前まで開催されておりました市の防災士養成講座の修了生を対象に講座

を開講しております。市の防災士養成講座の修了生がNPO法人を立ち上げて、防災支援ネットワークという組織が一つはできております。社会福祉協議会は、防災支援ネットワークの方々にご協力をいただきつつ、各地区での一時避難所並びに避難所のための訓練（HUG訓練）、避難所への訓練（DIG訓練）を防災士の方々と共同して実施しております。

<社会福祉課長>

事業No.146 の生活安全課のノンステップバス導入経費補助のご質問でございますが、実績の評価指標については工夫をしていきたいと存じます。

<福祉部長>

保有台数等につきましては、名阪近鉄バスの所有台数は昨年10月現在74台で、うちバリアフリーのバスは63台となっております、保有率は85.1%となっております。

<岡本委員>

ありがとうございます。質問は多岐にわたりますので、その辺も把握しておいてください。防災士は本当に大丈夫なのでしょうか。NPO法人を立ち上げた方と社協で研修を受けた方が同じ地域でうまく活動されているのでしょうか。

<社会福祉協議会 事務局長>

NPO法人の防災支援ネットワークは、直接地域で活動するのは難しいと思います。ですので、20地区で開催する防災士会の指導を研修等でしていただいております。また、自治会が実施する避難訓練等の事前研修では、防災士会の方から積極的な支援をいただいております。

<岡本委員>

同じ防災士という資格を持っていらっしゃっても、違うことをおっしゃられることもあるようですので、生活安全課なのかもしれませんがその辺をきちっとしていただけたらと思います。

<委員長>

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。



<高橋委員>

いつもお世話になります。買い物支援のエピソードですけれども、困っていることはありませんかと伺うと買い物に行けないことが一番困っているとおっしゃっていました。自分がたまに車に乗れない時期に思ったことですが、車に乗れないと不便であることが実感されたので、困っている人の意見を汲み上げて対策をしていかないといけないと思いました。車に乗れない人のことでも、障がい者のことでも、子どものことでも、現場で話を伺って一番困っていることは何かを把握した上で見なしすることも必要ではないかと思いました。宜しくお願い致します。

<山田(武)委員>

9 ページの個別事業No.56 の発達障がいの支援体制の充実ですが、28 年度の計画は視能訓練士を加わって“充実”となっているのですが、月 2 回から月 1 回と減っている点についての説明をお願いしたいと思います。

それから、17 ページの個別事業No.110 も今年度の計画で“充実”となっております。手話通訳と要約筆記奉仕員で時間数が減っており、手話奉仕員で増えています。昨年度実績と合わない形での充実になっている点について説明をお願いしたいです。

20 ページの個別事業No.133 の災害時要援護者個別支援計画の策定のところです。先ほど災害時要援護者台帳については昨年度実績 4,192 名というご説明がありましたが、個別支援計画の方がやはり進んでいないという印象でございます。それでも 364 名の方が新規で計画策定されたわけですが、個別支援計画が進んでいかない理由がありましたら教えてください。

最後に 21 ページの個別事業No.142 の障がい者住宅改善の促進ですが、昨年度実績も 1 名のみということでなかなか進んでいかないと思われます。若い世代の方や介護保険以前の方などのニーズがないのか、理由がありましたらご説明をお願いします。

<障がい福祉課長>

ご質問ありがとうございます。

最初の個別事業No.56 の発達障がいの支援体制の充実における専門家の出張相談の回数につきましては、27 年度は臨床心理士と作業療法士それぞれ別の日に相談を実施していましたの

で、月2回ということになります。今年度は臨床心理士と作業療法士が同じ日に相談を実施することになりましたので、開催回数としては減っていますが、一人の先生に実施していただく人数が1回あたり3人ですので実際に相談していただく人数としては昨年度と同規模となっております。今年度はさらにオプトメトリスト（視能訓練士）の先生による相談を、1回あたり3人ずつ、年間5回実施することを新たに計画しておりますので、“充実”とさせていただきます。

次に、17ページの個別事業No.110の手話通訳者等の派遣のご質問ですが、確かに時間数は減っている点はそのとおりでございますが、手話の必要な聴覚障がい者へのPRや実際にお申し込みいただくときにしっかりと対応できる体制を整えていくということで、今回は“充実”とさせていただきますし、差別解消法に基づきまして市役所内のイベントで奉仕員や要約筆記が必要なことはありませんかという事前の通知をお出しして、どのくらい必要かを見込んでこの数字を作らせていただき周知に努めておりますので、ご理解賜りますようお願い致します。

21ページの個別事業No.142の障がい者住宅改善の促進のご質問ですが、確かに昨年度1件の実績ですが、ご高齢になられますと介護保険の高齢福祉サービスを使っただけです。住宅改修という形で家そのものを改修するのは1件でございますが、これ以外に、改修を伴わない形で手摺を取り付けたりするものもございます。周知をさせていただいた上で1名のご利用ということでしたので宜しくお願い致します。

#### <社会福祉課長>

社会福祉課から災害時要援護者個別支援計画の策定者数についてご説明いたします。災害時要援護者台帳と登録の際に個別支援計画の策定についてお尋ねをいたしておりますけれども、希望されない方がいらっしゃることを聞いております。個別支援計画は、災害発生時に地域の共助の中で要援護者が避難所に避難していただくことが重要でございますので、地区社協さん、民生委員さん、地域の皆さんのお力を借りてPR等をさせていただき、実効性ある災害時支援を構築してまいりたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

#### <早野委員>

先ほどもお話がありましたが、買い物支援について少し触れていただくことは何かないでし

ようか。

<社会福祉協議会 事務局長>

社会福祉協議会のほうで地区社協の皆さま方にご協力いただいて、サロン活動の一環として10人乗りのマイクロバスを提供させていただいてグループごとに実施している事業がございます。他の市町村が実施するコミュニティバスによる事業と社協が実施するマイクロバスによる買い物支援とは違いますけれども、大垣市が実施している上石津地域での外出支援サービスは、介護保険に基づく保険給付を受けることができる方であることが必要でありまして、医療機関への送迎を行うものでございます。これを利用できない方は社協の買い物支援をご利用いただくことになろうかと思えます。川並地区で買い物できる場所がないということでアンケートを取りましたところ、実施したいということでありましたので、現在、準備を進めているところでございます。ご質問の趣旨と違うかもしれませんが、誰でも利用できるというものは地域での住民活動のボランティアになりますが、上石津で実施している事業は障害者手帳をお持ちの方や介護認定を受けている方といった限定がありますけれども、これは市から委託を受けて上石津地域で限定して実施しております。もう一つは、障がい者の方で介護タクシー等が利用できないという限定された方になりますが、社協独自に事業を行っておりますが、身体障がい者、施設利用や病院・公共機関の利用をする場合には利用できるものでございます。

<福祉部長>

総括して個別事業の何番ということはありませんが、2015年の国勢調査で26.7%が65歳以上の人口となっております。今の団塊の世代である昭和22年から24年生まれの方が75歳を迎える2020年には、公共交通機関またはタクシーや乗り合わせをしないと通院ができないという状況になろうかと思えます。生活安全課の方では、現在、自主運行バスの系統が11路線で33系統ほどございます。ハブとして大垣駅、市民病院を全てのバスが経由するように、生活安全課が路線の系統を名阪近鉄バスと協議しており、できる限り市民病院を経由するようにしております。先ほど早崎事務局長がおっしゃいましたが、外出支援サービスでは上石津において医療機関への有償運送を行っており、1キロ当たり30円のご負担になりますが、市民病院や西美濃厚生病院等へ運送をしております。もう一つは、市内に住民票のある方で運転免許証を返納され、回数券でバスをご利用になっている方に、バスの回数券の助成を行っております。

利用額の2分の1を助成するものでございまして、高齢介護課で事業として設けております。現在、有償ボランティアの交通やオンデマンドの交通について各市町村で議論されておりますが、大垣市福祉部では第6期介護保険計画のなかで医療・介護の連携の推進をしております。退院された方が少しでも長く在宅で過ごせるように、訪問看護や医者、歯科医師、薬剤師の訪問医療を受けられるよう、関係団体と協議しております。今後のことについて確たることを申し上げられませんが、医療機関へ向かう時代から在宅で医療等が受けられるような時代に移り変わりつつありますので、あわせて参考までにご理解賜りますようお願い致します。

<委員長>

他にいかがでしょうか。

《発言なし》

<委員長>

それでは、ご発言も尽きないようでございますが、お時間の関係もございまして、第1号議案「大垣市第三次地域福祉計画の事業実績及び事業計画について」の承認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

《「異議なし」の声あり》

<委員長>

では、第1号議案は原案とおり承認させていただきます。以上をもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしますが、その他、何か御発言等はございますか。

事務局へのお願いといたしましては、先ほど岡本委員さんからもご発言がございましたが、議論の時間を確保していただきますようお願いいたします。

誠にありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

<社会福祉課長>

池永委員長様、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたり、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、頂戴いたしました貴重なご意見等は、今後の第三次地域福祉計画の進行管理に活用させてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、「平成 28 年度 第 1 回 大垣市地域福祉計画策定・評価委員会」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。